

周産期医療提供体制の確認

		1-1	1-2	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5	6-1	6-2
	質問	2021年6月1日以降に周産期医療協議会等を開催したか。(※1)	現在の感染状況を踏まえて、管内の新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制について関係者間で確認・共有を行ったか。	妊婦の新型コロナウイルス感染症の検査ができる医療機関を設定しているか。(※1)	設定している場合、当該医療機関について、都道府県内の産科医療機関等に情報を共有しているか。	設定している場合、当該医療機関について、妊婦に周知しているか。(※2)	妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合の受け入れ医療機関を設定しているか。(※1)	3-1で設定している場合の医療機関数(※3)	設定している医療機関の内数として、産科的緊急処置(※4)が必要な妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合の受け入れ医療機関を設定しているか。	3-3で設定している場合の医療機関数(※3)	3-3で確保している病床数(※5)	新型コロナウイルス感染症を疑う妊婦の受け入れ医療機関を設定しているか。(※1)	4-1で設定している場合の医療機関数(※3)	産科医療機関に勤務している医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に当該医療機関における診療が困難となった場合、当該医療機関へ医療従事者を派遣する等の対応について検討しているか(※1)(※6)。	2021年6月1日以降で、都道府県調整本部等において、周産期医療の専門家等(災害時小児周産期リエゾン等)に連絡が取れる体制を改めて確認したか。(※1)	2021年6月1日以降で、周産期医療の専門家等(災害時小児周産期リエゾン等)に実際に連絡したか。
2021年8月20日時点	このセルには貴都道府県名を記載してください。															

- ※1 令和3年1月までの調査と同様の質問
- ※2 都道府県がHP等で実施する場合や、市町村・関係学会・団体等を通じての周知も含む。
- ※3 例えば、輪番で対応している場合は、輪番に参加する医療機関数を記載する。
- ※4 「産科的緊急処置」とは、母体及び胎児に生命の危機が迫っており(母体の脳出血、常位胎盤早期剥離、早産など)、直ちに入院を要するもの。
- ※5 新型コロナウイルスに感染した妊婦に産科的緊急処置が必要な場合に、必ず入院できる病床数のこと。
- ※6 医療従事者の派遣だけでなく、例えば当該医療機関の患者を転院させるなどの対応でも可。
- ※7 「災害時小児周産期リエゾン」とは、災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地における保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートを行うことを目的として、都道府県により任命された者。